

放置艇解消のための基本方針【概要版】

【策定の趣旨】

「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」(平成10年)の制定以後、これまで都市部を中心に進めてきた「係留保管施設の整備」と「放置等禁止区域の指定による規制」を両輪とした放置艇対策を補完し、地方部においても対策を加速させ、県全体の放置艇の早期解消を図るための基本方針として策定

現 状

- ◆ 本県は瀬戸内海に面し、小型船舶の係留が容易な静穏な海域が多い
⇒ 多くのプレジャーボートの放置艇が存在 ～ H26:約11,000隻(全国最多)
- ◆ 広島港などの都市部における放置艇対策により一定の成果

課 題

- ◆ 都市部のみならず地方部においても放置艇対策を加速していくことが必要
- ◆ 放置艇数が全国最多である現状を是正し、年次目標を掲げた放置艇対策を講じることが必要
(国の目標年次:平成34年度末)

【目 標】 平成34年度末までに県内の放置艇数をゼロ隻にする

基本方針の概要

<方向性> ・既存ストック(港湾・漁港の水域施設や設置済みの棧橋、係船環等の係留設備)を柔軟に活用し、係留保管施設以外にも係留可能場所を確保して、放置艇に係留許可を付与
・係留可能場所を確保すると同時に、放置等禁止区域を指定し、無許可プレジャーボートの所有者に対する撤去指導を徹底することにより、放置艇を解消

主な対応方針

<類型別対応方針～全県的な放置等禁止区域の指定の推進>

各港・各地区で類型別に対応を分類し、平成34年度までに全県的に放置等禁止区域を指定

〔A類型〕 全ての船舶(漁船含む)の係留を禁止
～ 都市部の港湾など航行障害や環境悪化等の影響が生じている箇所

〔B類型〕 漁船を除く船舶の係留を禁止
～ 漁業活動に支障が生じている箇所

〔C類型〕 漁船・遊漁船を除く船舶の係留を禁止
～ 漁船のほか遊漁船の係留を認めても漁業活動に支障がない箇所

〔D類型〕 棲み分けにより漁船、遊漁船、モーターボート等の係留を認める
～ 地方部などで棲み分けにより漁業活動等に支障が生じない箇所

〔E類型〕 棲み分けすることなく漁船、遊漁船、モーターボート等の係留を認める
～ 地方部などで隻数が比較的少なく漁業活動等に支障が生じていない箇所

既存ストックの活用

<既存ストックを活用したプレジャーボートの係留可能場所の確保>(C・D・E類型) 平成34年度までに小型船舶用泊地を順次指定し、係留許可を付与

〔小型船舶用泊地の指定〕
漁業活動や周辺環境に支障がない範囲で、港湾・漁港内にプレジャーボートの係留を可能とする水域を「小型船舶用泊地」として指定

〔施設の使用許可〕
指定した小型船舶用泊地への係留は、施設の使用として係留を許可し、正当な権原を付与

〔料金徴収〕
施設使用の反対給付として使用料を徴収し、施設の適正な維持管理費等に充当
料金は、他の係留保管施設や他県事例等を考慮して適正な額を設定
小型船舶用泊地の指定を段階的に進めていくため、平成35年度から一斉に徴収を開始

〔利用者団体等の活用〕
既存のローカルルールを尊重し、施設の利用調整を円滑に行うため、団体への許可や施設管理業務の委託などを検討

放 置 艇 の 解 消

<廃船処理>

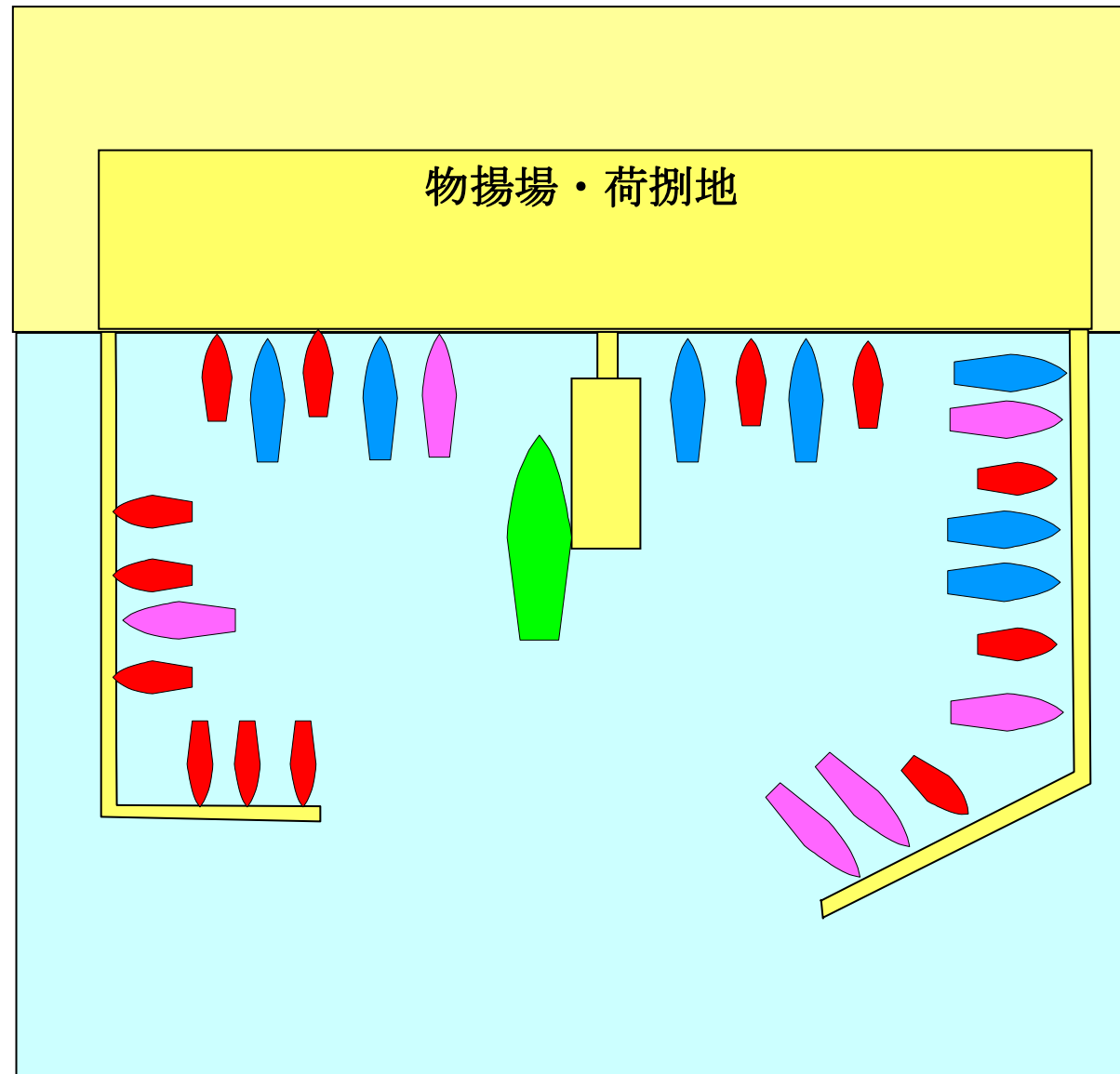
相当数が存在すると見込まれる所有者不明船について、廃船とみなす定義を明確にし、法に定める処理手続を迅速化するとともに、計画的に処理を推進 ～ 積極的な売却も検討

<保管場所確保の義務付け>

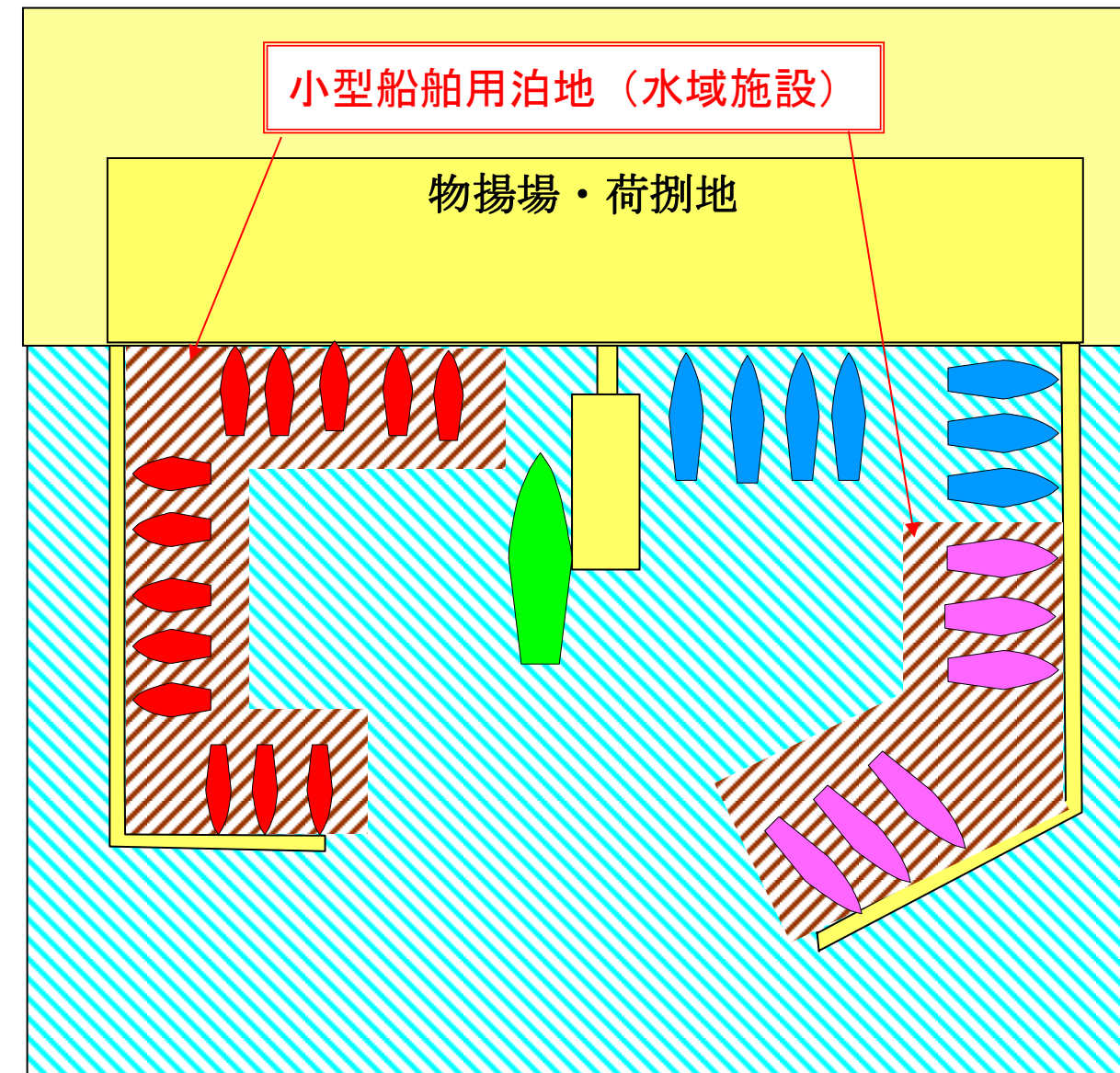
プレジャーボートの船舶登録については、自動車における車庫証明のように保管場所を明確にする制度となっていないことから、保管場所確保の義務化について国に制度改正を要望するとともに、県独自で先行して実施することを検討

小型船舶用泊地の指定イメージ







対応前の状態



対応後の状態



<凡例>

-  ... 貨物船・旅客船
-  ... 漁船
-  ... 遊漁船
-  ... モーターボート・ヨット類
-  ... 放置等禁止区域
-  ... 小型船舶用泊地

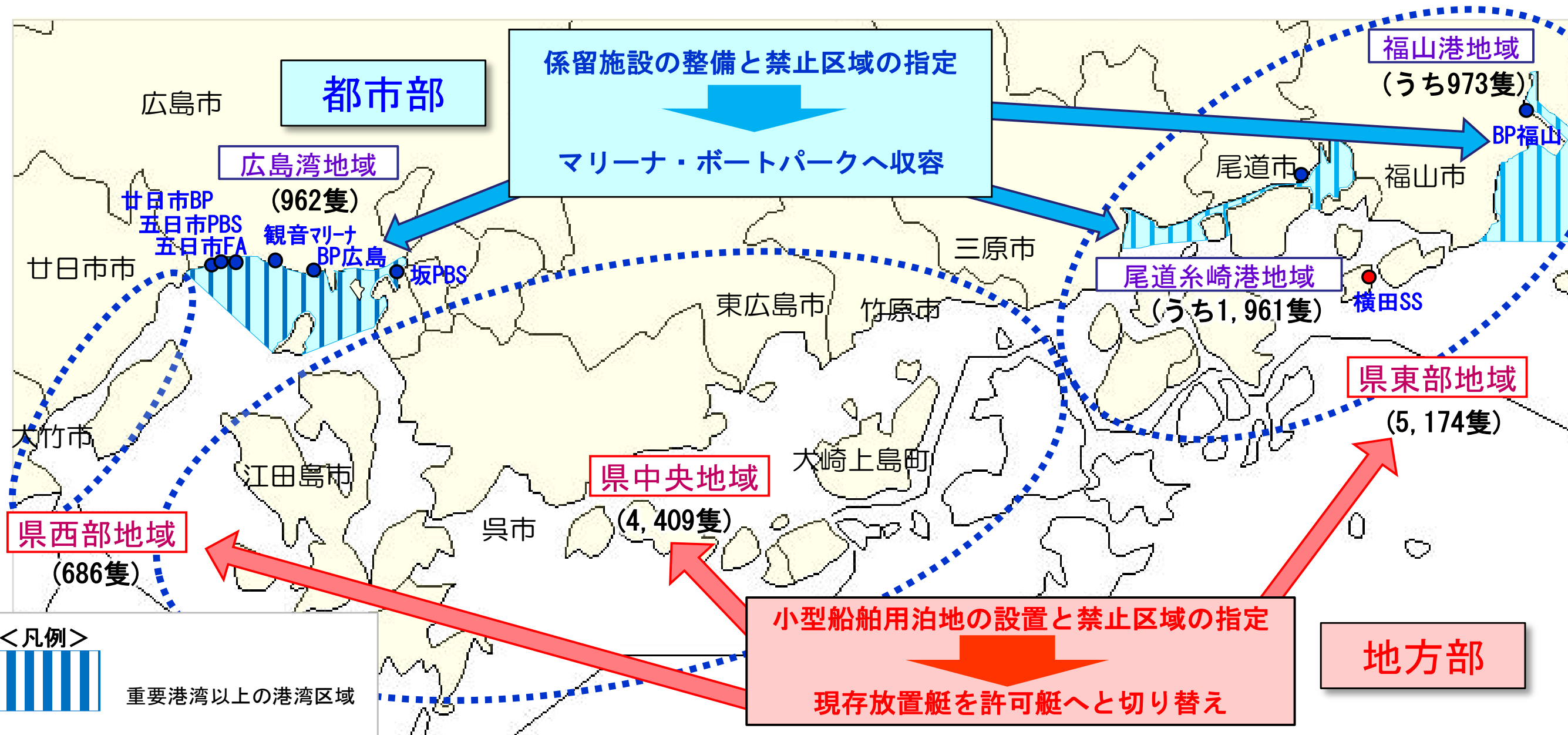
今後の放置艇対策の展開イメージ

目標

☆H34年度までに全県に禁止区域を指定

☆放置艇約11,000隻 → マリーナ等の「係留保管施設」又は新たに設ける「小型船舶用泊地」へ収容
→ 廃船処理を促進

☆新たな放置艇を生じさせないための抜本的な対策 ⇒ 保管場所の義務付け制度の創設を検討



<凡例>



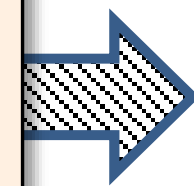
重要港湾以上の港湾区域

※ 放置艇隻数は、平成26年度調査による。

放置艇対策の今後のスケジュール

		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
放置艇実態調査							
地区別実施計画の作成							
都市部	係留保管施設の整備						
	禁止区域の指定 撤去指導・代執行						
地方部	小型船舶用泊地の指定 使用許可手続						
	禁止区域の指定 撤去指導・代執行						
	係船環等の整備						
廃船処理							

放置艇の解消



使用料徴収開始